## トピックス

## トピック

## 1 新型コロナウイルスへの対応

## (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の経緯、政府の対応等

新型コロナウイルス感染症は、日本では令和2(2020)年1月に一例目が確認された。 以後、国内の一部の地域において感染拡大が見られてきたため、同年3月、政府対策本部 が設置され、同年4月、政府は首都圏(1都と3県)を中心に緊急事態宣言を行い、その 後全都道府県が緊急事態宣言を行い、同年5月下旬まで実施した。

令和2(2020)年10月末以降、新規感染者数は増加傾向となり、令和3(2021)年1月、政府は首都圏を対象区域とした緊急事態宣言を行った。その後、対象区域の拡大や期間の延長、同年2月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正で新たに導入されたまん延防止等重点措置の対象区域とするなどが行われている。(4~5ページ参照)

## (2) 関東農政局における対応

## ア 体制整備

「新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部」を令和2(2020)年2月18日に設置するとともに、関東農政局企画調整室に相談窓口を設置した(同年3月6日)。

その後、緊急事態宣言が管内各都県に出されたことを受け、各都県との間の情報収集・ 提供を担う組織として、各都県拠点に農林水産省現地対策本部を設置した(埼玉県、千 葉県、東京都及び神奈川県は同年4月7日、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県 及び静岡県は同年4月16日)。

現在(令和3(2021)年6月時点)も、新型コロナウイルス感染症への対応は危機管理上重大な課題であること等から、対策本部及び相談窓口を継続している。

## イ 支援策

農林水産省では、感染症の拡大の影響を受け、国民への食料の安定供給を確保する観点から、緊急経済対策等において、各般の措置を実施した。

緊急経済対策等には、感染拡大防止対策を行いつつ経営継続に向けた取組を行う農林 漁業者を支援する経営継続補助金、市場価格が下落するなどの影響を受けた高収益作物 について次期作に前向きに取り組む生産者を支援する高収益作物次期作支援交付金、入 国規制による外国人材の不足等への対応に向け、労働力の確保や農業生産を支える人材 の育成に向けた取組を支援する農業労働力確保緊急支援事業等がある。

関東農政局においては、現地説明会への対応や問合せ対応を行うとともに、農政局で 交付を行う事業については迅速に交付事務を行った。さらに、これらの事業等に加え、 中小企業庁が措置した持続化給付金や、厚生労働省の雇用調整助成金等について農林漁 業者や食品関係事業者等に広く周知した。

また、農林水産省では感染予防対策に取り組みつつ営業を継続している飲食店の需要

を喚起し、食材を供給する農林漁業者を応援するため、令和2(2020)年10月から「Go To Eat キャンペーン」を実施した。具体的には、地域の飲食店で使えるプレミアム付食 事券の発行や、オンライン飲食予約サイト経由で予約・来店した消費者に対し、次回以 降に飲食店で使用できるポイントの付与を実施した。

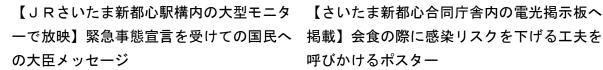
## ウ 感染症対策の周知等

感染症対策に関しては、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等及び職場へ の出勤等について、政府の基本的方針に基づく対策が重要であることから、本方針につ いて地域拠点等を通じて関係団体等へ周知した。

また、令和2(2020)年 10 月末、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会におい て政府へ提言された、感染リスクが高まる「5つの場面」を回避することや、「感染リス クを下げながら会食を楽しむ工夫」等について、ホームページや各課等で配信している メールマガジンへの掲載、合同庁舎電光掲示版への掲載、拠点、事業所でのチラシ配布・ ポスター掲示などにより周知した。

なお、職場への出勤等は、関東農政局職員においても、感染拡大防止の観点からテレ ワークや時差出勤など積極的に実施している。







一で放映】緊急事態宣言を受けての国民へ 掲載】会食の際に感染リスクを下げる工夫を 呼びかけるポスター

## エ 飲食業の感染防止対策の実施状況確認等

農林水産省では、令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の飲食店におけ るクラスター発生を防止する観点から、飲食店を訪問し、関係業界が策定した「外食業 の事業継続のためのガイドライン」を改めて周知するとともに、飲食店においてガイド ラインに基づく対応状況確認、加えて飲食店に対しガイドラインの更なる遵守の徹底に ついて働きかけを行った。

関東農政局においても、管内 10 都県の飲食店を無作為に抽出して訪問し、上記の働 きかけ等を実施した。

【図表トピ】新型コロナウイルスに関する動き(令和3(2021)年7月16日現在)

令和2	15 日	・国内において新型コロナウイルス感染者を初めて確認
(2020)年	29 日	・中国からのチャーター機第1便が東京に到着
1月	30 日	・政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
		・「新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部」設置
2月	13 日	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」第1弾取りまとめ
	18 日	・新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部設置
	25 日	・政府対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
	26 日	・政府対策本部「多くの方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント
		等は今後2週間中止、延期、規模縮小等」を要請
	27 日	・政府対策本部「全国の小中高校、特別支援学校の2日から春休みまでの臨
		時休業」を要請
3月	6日	・関東農政局に相談窓口を設置
	10 日	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」第2弾取りまとめ
4月	7日	・緊急事態宣言 (7都府県)
		・農林水産省現地対策本部設置(管内は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
		の各拠点)
	16 日	・緊急事態宣言を全国に拡大
		・農林水産省現地対策本部設置(管内は茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、
		長野県、静岡県の各拠点)
	27 日	・新型コロナウイルス感染病の影響を受けた農林漁業者・食品関連事業者へ
		の支援策周知を実施
	30 日	· 令和 2 年度第 1 次補正予算成立
5月	14 日	・緊急事態宣言解除(39 府県。管内は茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長
		野県、静岡県)
		・業種別ガイドライン策定
	25 日	・緊急事態宣言解除(8都道府県。管内は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川
		県)
6月	12 日	· 令和 2 年第 2 次補正予算成立
7月	31 日	・外食業の事業継続のためのガイドラインの周知や更なる遵守の徹底につい
		て働きかけを実施(都県拠点等が飲食店を訪問)
10 月		・Go to eat キャンペーン実施
	23 日	・新型コロナ感染症対策分科会が、『感染リスクが高まる「5つの場面」や「感
		染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」』を政府に提言

令和3	8日	・緊急事態宣言(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県) 2 月 7 日まで
(2021) 年	14 日	・緊急事態宣言区域の追加(2府5県。管内は栃木県)2月7日まで
1月	28 日	・令和2年度第3次補正予算成立
2月	2日	・緊急事態宣言の延長決定 3月7日まで
	28 日	・緊急事態宣言の解除 (2府5県。管内は栃木県)
3月	21 日	・緊急事態宣言の解除 (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)
4月	5日	・まん延防止等重点措置を実施(1府2県。管内無し)5月5日まで
	12 日	・まん延防止等重点措置区域を追加(1都2県。管内では東京都)東京都の
		期間は5月11日まで
	20 日	・まん延防止等重点措置区域を追加(4県。管内では埼玉県、千葉県、神奈
		川県)5月11日まで
	25 日	・緊急事態宣言 (1都2府1県。管内では東京都) 5月11日まで
5月	12 日	・緊急事態宣言の延長及び追加(2県。管内無し)5月31日まで
	16 日	・緊急事態宣言の追加(1道2県。管内無し)5月31日まで
		・まん延防止等重点措置の追加(3県。管内では群馬県)6月13日まで
	23 日	・緊急事態宣言の追加(1県。管内無し)6月20日まで
	28 日	・緊急事態宣言の延長(宣言中の都道府県全て) 6月20日まで
		・まん延防止等重点措置の延長(5県。管内は埼玉県、千葉県、神奈川県)
		6月20日まで
6月	20 日	・緊急事態宣言の解除(9都道府県。管内では東京都)
		・まん延防止等重点措置の延長(埼玉県、千葉県、神奈川県)及び追加(7
		都道府県。管内は東京都)。7月11日まで
7月	12 日	・緊急事態宣言(東京都)
		・まん延防止等重点措置の延長(4府県。管内は埼玉県、千葉県、神奈川県)
		8月22日まで

## トピック

## 2 豚熱(CSF)、高病原性鳥インフルエンザへの対応

関東農政局では、管内の豚熱(CSF)、高病原性鳥インフルエンザの発生に対し、以下の防疫措置等の取組を実施した。

## (1) 豚熱(CSF)、高病原性鳥インフルエンザの発生状況

## ア 豚熱(CSF)の発生状況

令和2 (2020) 年度の国内の発生状況は、5 県で5 例が発生、飼養頭数約1万6,000頭が殺処分の対象となった。管内では、飼養豚へのワクチン接種済み農場において国内初となる事例が、1 県で飼養頭数約5,900頭の1 例が発生した。また、令和3 (2021)年4月から5月にかけて、管内では過去の国内発生農場では最大規模の飼養頭数約1万頭から約2万頭の農場を含む3 県4 例が発生、飼養頭数約5万1,000頭が殺処分の対象となった。

## イ 高病原性鳥インフルエンザの発生状況

渡り鳥シーズン(令和2(2020)年11月から令和3(2021)年3月)における国内の発生状況は、18県で52例が発生、過去最大の約987万羽が殺処分された。管内では、 大規模農場を含む3県13例が発生、飼養羽数約564万羽が殺処分の対象となった。

## (2) 群馬県、栃木県及び山梨県内の農場における豚熱(CSF)発生への対応

豚熱(CSF)の感染予防対策として、群馬県は飼養豚へのワクチン接種と野生イノシシへの経口ワクチン散布を行っていたが、令和2(2020)年9月、群馬県高崎市の農場において、飼養豚へのワクチン接種済み農場では国内初となる豚熱(CSF)が発生し、令和3(2021)年4月から5月にかけても、再び群馬県で発生するとともに栃木県と山梨県で発生した。

関東農政局では、農林水産本省及び発生県と連携して防疫措置支援に積極的に取り組み、 群馬県の要請を受け、令和2(2020)年9月28日から10月1日までの4日間で延べ46 名の職員を防疫作業従事のために現地に派遣した。さらに、群馬県、栃木県及び山梨県の 要請を受け、令和3年(2021)4月4日から5月13日までの間、延べ118名の職員を防 疫作業従事のために現地に派遣した。

※ 詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/syo\_an/tonkorera\_hassei.html (関東農政局)



# (3) 千葉県、茨城県及び栃木県内の農場における高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

令和2 (2020) 年 12 月から令和3 (2021) 年3月にかけて、千葉県、茨城県及び栃木

県で高病原性鳥インフルエンザが発生した。

関東農政局では、農林水産本省及び発生県と連携して防疫措置支援に積極的に取り組み、 千葉県及び茨城県の要請を受けて、令和2(2020)年12月25日から令和3(2021)年2 月22日までの間、延べ408人を防疫作業支援のために現地に派遣した。

※ 詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/syo\_an/toriinfuru.html (関東農政局)



## (4) 感染拡大防止対策の強化

豚熱(CSF)対策については、管内の都県において、農場防護柵の設置等の飼養衛生管理の徹底、野生イノシシの捕獲強化や野生イノシシへの経口ワクチン散布等の野生イノシシ対策に加え、令和元(2019)年10月から飼養豚への予防的ワクチンの接種を推進している。

関東農政局においては豚熱(CSF)に感染した野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、登山やキャンプをする方に、野生イノシシのエサとなる残飯ゴミの放置の禁止や登山靴の泥汚れを落とすなどの注意喚起のチラシを作成し、ビジターセンター、公園、キャンプ場、道の駅などに掲示していただくよう関係機関に協力を求めた。

また、高病原性鳥インフルエンザ対策については、農林水産 省から全国の都道府県に対して、発生状況等に応じて、飼養衛



注意喚起のチラシ

生管理基準の遵守指導の徹底等を通知されたことを受け、管内の都県において、飼養衛生 管理の全国一斉点検、全国一斉の緊急消毒、緊急的な防疫演習等の取組を推進した。

## 3 令和2(2020)年7月豪雨

令和2年(2020)年7月に発生した「令和2年7月豪雨」では、東北・東海・九州地方を 中心とした全国各地で農林水産関係の被害が発生した。

関東農政局では、同年7月8日、長野県内に大雨特別警報が発表されたことを受けて災害対策本部を設置し、被害状況の把握や支援策の周知に努めた。農地・農業用施設の被害は、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県で発生し、被害額は28億円<sup>※</sup>となり、うち、長野県の被害額が25億円<sup>※</sup>となった。

※7月3日以降の被害額を計上